

パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正

1. パブリックコメント及び各府省意見照会の実施期間及び結果概要

- 平成 26 年 12 月 19 日から平成 27 年 1 月 13 日まで実施。
- パブリックコメントが 9 件、各府省意見照会が 85 件あり、意見等の概要と詳細な件数は以下のとおり。

2. 寄せられた意見等の概要

意見等の概要	件数	
	パブコメ	各府省意見
長期性、不確実性、予見不可能性といった研究開発の特性から、費用進行基準採用可能範囲の拡大を求める意見	1 件	11 件
運営費交付金配分額の見直しに関する意見、質問	—	7 件
開示セグメント区分、開示セグメント情報に関する質問	2 件	7 件
業務の進行状況を測定する指標に関する質問	—	6 件
業務達成基準の経過措置期間延長に関する意見	1 件	2 件
収益化単位の業務と事業等のまとまりの関係に関する質問	1 件	1 件
用語、表現等に対する意見	—	12 件
その他	4 件	39 件
計	9 件	85 件

3. パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正

- パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた結果、以下の点を形式的に修正。
- また、運営費交付金の会計処理のうち、費用進行基準の記載について、改訂案の記載では広範な解釈がされ、限定的な要件ではない旨指摘があり、今回の会計基準改訂で求めている業務達成基準の原則の趣旨が徹底されない可能性があったことから、費用進行基準の解釈に誤認がないよう形式的な修正を実施。
(※以下の点以外にも、字句について修正を実施)

	項番（改訂案）	意見	対応方針・修正
1	<p>第38 退職給付引当金の計上方法</p> <p>4 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。</p> <p>5 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。</p>	<p>（意見）</p> <p>4において、「費用処理」という用語が定義されているにもかかわらず、その直後の文章において同じ内容を「償却」という用語で示している。これは概念の混乱を招くものであり、修正すべきと考える。</p> <p>（理由）</p> <p>一般の改訂は「退職給付に関する会計基準」（ASBJ企業会計基準第26号）の改正を受けたものとされており、「過去勤務債務」の用語を「過去勤務費用」に修正したのは、同基準の改正を受けたものと考えられる。このような用語の修正を行うのであれば、従来から存在するこうした用語の混乱についても同時に修正すべきものとする。</p>	<p>意見を踏まえ、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）を参考に以下のとおり修正する。</p> <p>第38 退職給付引当金の計上方法</p> <p>4 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、<u>原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で 按分した額を每期費用処理する。均等償却することができる。</u></p> <p>5 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、<u>原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で 按分した額を每期費用処理する。均等償却することができる。</u></p>

	項番（改訂案）	意見	対応方針・修正
			<p>る。</p> <p>(参考)「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>24. 数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間(以下「平均残存勤務期間」という。)内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する</p> <p>過去勤務費用</p> <p>25. 過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</p>
2	<p><注3 2> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額</p> <p>退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。</p> <p>(1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法(以下「期間定額基準」という。)</p> <p>(2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務時間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法(以下「給付算定式基準」という。)</p> <p>なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。</p>	<p>改訂案における給付算定式基準の定義において、「各勤務時間に帰属させた」とあるのは「各勤務期間に帰属させた」の誤りであると思われる。</p>	<p>意見を踏まえ、次のとおり修正する。</p> <p>(修正後)</p> <p>(2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務時期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法(以下「給付算定式基準」という。)</p>

	項番（改訂案）	意見	対応方針・修正
3	<p><注5 3> 附属明細書による開示について 1～6（略） 7 積立金等の明細においては、積立金等の増加理由として、目的積立金の根拠となる経営努力の内容や、前期中期目標等期間からの積立金の繰越し内容を明らかにしなければならない。</p>	<p>「前期中期目標等期間」と記載されているが、正しくは「前中期目標等期間」と考えられる</p>	<p>意見を踏まえ、次のとおり修正する。</p> <p>7 積立金等の明細においては、積立金等の増加理由として、目的積立金の根拠となる経営努力の内容や、前 <u>期</u> 中期目標等期間からの積立金の繰越し内容を明らかにしなければならない。</p>
4	<p><注6 1> 運営費交付金の会計処理について 4 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生したが、当面各業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。</p>	<p>改訂案の記載では広範な解釈がされ、限定的な要件ではないことから、今回の会計基準改訂で求めている業務達成基準の原則の趣旨が徹底されないのではないか。</p>	<p>意見を踏まえ、次のとおり修正する。</p> <p><注6 1> 運営費交付金の会計処理について 4 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生し <u>たが</u>、<u>当面各当該</u> 業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。</p>

『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準同注解』の改訂について（案）
に関する意見募集に対する御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	考え方
1	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」は、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実することとしています。</p> <p>そして、独立行政法人の負債は、最終的に国民全体で負担することになる可能性があるものであることから、これを事業等のまとまりごとに区分して把握し、開示するべきだと思います。</p> <p>したがって、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」改訂案第43, 2に規定する開示すべきセグメント情報として、「当該セグメントに属する総負債額」を加え、任意の開示事項ではない必要的な開示事項とするべきだと思います。</p>	<p>事業等のまとまりごとに区分された情報の充実として、今回の独立行政法人会計基準の改訂案では、セグメント別の行政サービス実施コストを新たに開示することとしております。</p> <p>最終的に国民全体で負担する可能性がある独立行政法人の負債を開示する観点からは法人全体の負債額の開示で足りるため、セグメント別の負債情報を開示するかどうかは、各法人が実態に応じて判断するべきものと考えます。</p>
2	<p>「業務達成基準」に基づく運営費交付金の収益化について、「会計上の見積り」の観点から質問致したい。</p> <p><注解60>運営費交付金の会計処理について</p> <p>2 (2) 年度末時点において未了の収益化単位の業務については、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の進行状況に応じて収益化させる。</p> <p>ここでいう「運営費交付金配分額」とは、「見積り、概算」に基づく「予算」であり「決算」ではない。そのため、「見積り、概算」を客観的に測定し直した結果、「運営費交付金配分額」の変更が必要な場合がある。「運営費交付金配分額」を変更した場合には、収益化する額も変更される訳だが、年度末時点までの変更であれば、当該年度決算に反映させるべきものであるし、翌年度に前</p>	<p>「運営費交付金配分額」は、予定していた業務の変更などを理由に、事業年度途中に変更することは想定されますが、業務を実施するうえでの「予算」であることから、過年度の「運営費交付金配分額」を変更することは認められません。そのため、過年度の「運営費交付金配分額」の変更に伴い前期損益修正が生じることは通常想定されません。</p> <p>なお、複数年にまたがって実施される事業について、当初見込んだ当該事業に係る費用総額が見直された場合の会計処理については、実務上の留意点として、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A（以下、Q&Aという。）でお示しする予定です。</p> <p>個別具体的な取引について「臨時損益」に該当するか否かについては、各法人においてご判断いただく事項であり、回答できる立場にございません。</p>

番号	御意見	考え方
	<p>期損益修正する場合もあると考える。</p> <p>中期目標期間の最終年度以外の年度において、翌年度に前期損益修正する場合の会計処理は、「臨時損益」で計上することで差支えないか、ご教示頂きたい。</p>	
3	<p>【箇所】</p> <p>第81 運営費交付金の会計処理</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度(行政執行法人は毎事業年度)の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。</p> <p>【修正案】</p> <p>第81 運営費交付金の会計処理</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度(行政執行法人は毎事業年度)の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。</p> <p>なお、当該臨時利益については「注61 運営費交付金の会計処理について」で示す「業務達成基準」、又は「一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化する」基準、もしくは「支出額を限度として収益化する」基準のうち、いずれの収益化の方法を適用した場合においても同額でなければならない。(注解61)</p> <p>【理由】</p> <p>現行の独立行政法人会計基準に不足しているものを明記したもの。</p>	<p>中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度(行政執行法人は毎事業年度)に係る貸借対照表における利益剰余金の金額は、運営費交付金の収益化基準のうち、いずれの方法を採用しても同額になるものと考えます。</p> <p>しかしながら、臨時利益として計上する、中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度(行政執行法人は毎事業年度)の期末処理において精算のために収益に振り替える金額は、採用する運営費交付金の収益化基準によって異なることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、毎事業年度の、運営費交付金収益化額と実際の支出額との差額(利益)には、予定していた業務を効率的に行うなどの経営努力によって生じた額が含まれます。そのため、純資産の部の評価差額としてではなく損益計算書上の利益として計算し、経営努力によって生じたと認められる部分については、通則法第44条に定める利益処分を通じて目的積立金として処理することになります。</p>

番号	御意見	考え方
	<p>収益化の方法の違いにより中期目標期間内における利益剰余金が每期異なることはあっても、最後の事業年度（行政執行法人は毎事業年度）の期末処理における利益剰余金の額は、いずれの収益化の方法を適用した場合においても同額でなければならないと考える。</p> <p>このことは、工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）における工事進行基準と工事完成基準に当てはめて考えると分かりやすく、工事完成までの期間内における利益剰余金は每期異なるものの、工事完成時点での利益剰余金は、いずれの基準を適用した場合においても同額となる。すなわち、工事進行基準においては、「業務達成基準」と同様に業務の進行に応じて請負金額の収益化を行う基準であるが、見積総原価を每期見直すことで収益化を行う額も每期調整するため、工事完成時点での利益剰余金は工事完成基準を適用した場合と同額になる。</p> <p>つまり、「業務達成基準」を適用し、運営費交付金配分額に基づき利益剰余金を計上する場合においても、計画の進捗の評価、すなわち予算と決算の観点からは、当年度の運営費交付金配分額に対する収益化の検証のみならず、中期目標期間内における過年度の運営費交付金配分額に対する収益化が適正かどうかについても每期検証を行い、最後の事業年度に向けて利益剰余金が適正に計上されるような見直し評価が每期必要になると考える。このことは、会計上の見積りにも大きく影響してくると考える。</p> <p>なお、以上の観点を踏まえると、運営費交付金の収益化により実際の支出額との差額が発生した場合の差額は単なる「評価差額」であり、また最終年度まで精算（金銭配当）を行うことができない。そのため本来であれば、その他有価証券評価差額金と同様に、その「評価差額」は収益化ではなく純資産の部に計上し、每期首・期末に再評価を行い、最終年度のみ収益化を通して利益剰余金に計上し精算を行う処理とすれば、会社法の分配可能額の考え方とも整合性が</p>	

番号	御意見	考え方
	取れ、妥当と考える。	
4	<p>(提示案)</p> <p>Ⅲ 適用時期 (案)</p> <p>改訂後の基準及び注解は、独立行政法人改革の一環として行われることから、独立行政法人改革の実効性を高めるため、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 66 号。以下、「改正通則法」と略称)の施行日(平成 27 事業年度)から適用する。</p> <p>ただし、「独立行政法人会計基準」第 43 (注解 39)の規定は、改正通則法の施行日(平成 27 事業年度)から適用することを原則とするが、改正通則法の附則第 8 条により、経過措置が適用される独立行政法人においては、経過措置終了まで改訂前の第 43 (注解 39)を適用することも容認することとする。</p> <p>また、「独立行政法人会計基準」第 81 (注解 60、注解 61)の規定は、改正通則法の施行日(平成 27 事業年度)から適用することを原則とするが、平成 28 事業年度から適用することも容認することとする。</p> <p>(見直し案)：朱書きのとおり見直しをお願いします。</p> <p>Ⅲ 適用時期 (案)</p> <p>改訂後の基準及び注解は、独立行政法人改革の一環として行われることから、独立行政法人改革の実効性を高めるため、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 66 号。以下、「改正通則法」と略称)の施行日(平成 27 事業年度)から適用する。</p> <p>ただし、「独立行政法人会計基準」第 43 (注解 39) <u>及び第 81 (注解 60、注解 61)</u>の規定は、改正通則法の施行日(平成 27 事業年度)から適用することを原則とするが、改正通則法の附則第 8 条により、経過措置が適用される独立行</p>	<p>今回の会計基準の改訂趣旨は、独立行政法人改革に伴うものであり、独立行政法人改革の趣旨を踏まえた改正通則法や他の制度は平成 27 年 4 月から施行されることとなっています。</p> <p>業務達成基準を原則とする運営費交付金の収益化方法は、</p> <p>①独立行政法人改革の実効性を高めるためにも改正通則法施行と同時期に適用する必要があること、②閣議決定で業務達成基準が原則とされたことに伴い、実務上もあらためて業務達成基準は収益化の原則的な方法であることを認識し、意識改革を徹底すること、などを理由に、原則として平成 27 年度から適用としています。</p> <p>また、業務達成基準が原則であることは従来の考え方と大きく変わるものではなく、今回の改訂は、原則であることを会計基準上で直接的に表現するとともに、費用進行基準と期間進行基準の採用を限定的にしております。</p> <p>収益化単位の業務については、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務で設定されることから、通則法第 8 条の経過措置が適用される法人においても設定可能と考えています。改訂会計基準第 81 第 2 項において、収益化単位の業務は、中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される、としておりますが、改正通則法の附則第 8 条の適用を受ける法人(目標見直しまで事業等のまとまりの概念がない法人)における設定方法は、実務面に配慮する観点から、今後、実務上の留意点として Q&A で提示する予定です。</p> <p>なお、セグメント区分の見直しは、目標と評価の単位である事業等のまとまりと、会計情報としてのセグメント区分を整合させることにより、目標・評価・会計情報が一体となって機能する観点から求められる改訂事項になります。</p>

番号	御意見	考え方
	<p>政法人においては、経過措置終了まで改訂前の第 43（注解 39）を適用することも容認することとする。</p> <p>また、「独立行政法人会計基準」第 81（注解 60、注解 61）の規定は、改正通則法の施行日（平成 27 事業年度）から適用することを原則とするが、平成 28 事業年度から適用することも容認することとする。（削除）</p> <p>（理 由）</p> <p>今回の基準の見直しは、多くの法人が、運営費交付金の使用（支出に要した経費）と業務の達成度の関係を明確にできないとの理由で費用進行基準を採用していたものを両者の関係を明確にし、原則として業務達成基準による収益化を採用することと理解しております。</p> <p>改訂案では、“中期目標等における一定の事業等のまとまり”を細分化したものを「収益化基準の単位としての業務」として設定されると説明されております。そして、この“中期目標等における一定の事業等のまとまり”ごとの区分に基づいてセグメント情報を開示するとされております（セグメント情報開示の見直しは、業務達成基準適用に関連したものと理解）。</p> <p>この「セグメント情報の開示」の適用を次期中期計画からでも可とされたのは、場合によっては、中期目標等の事項立てにも影響し、中期計画の途中で大幅な変更を伴うことを避けられたものと理解します。</p> <p>業務達成基準導入のためには、先ず中期目標等を具体的にブレイクダウンした毎年度評価を受ける年度計画の区分を見直したうえで、開示するセグメントもそれに併せて見直しを行いそれらに要した費用と紐付けできる事項立てが必要となります（即ち、業務達成基準の導入のためには、費用の管理と結びつけできる評価項目の事項立てとそれを取りまとめるセグメント区分の見直しという 3 者の関係を整理する必要があります。）。</p>	<p>改正通則法の附則第 8 条の規定は現行の中期目標等の自主的な見直しを妨げるものではありません（目標・評価・会計情報が一体となって機能する独立行政法人改革の趣旨を早期に実現する観点から、自主的に中期目標等の見直しを検討している独立行政法人もあることと存じます。）</p>

番号	御意見	考え方
	<p>したがって、「収益化基準の単位としての業務」より同等以上の単位であるセグメント区分の見直しを行わずに業務達成基準を導入することは、理屈的に順序が逆であり、改訂の第 43（注解 39）と第 81（注解 60、注解 61）の適用時期は同時期であるべきと考えます。</p> <p>仮に収益化のみ業務達成基準を先行導入することとした場合、現行のセグメント区分では、事業と費用の紐付けが困難なことから、結局中途半端に無理な基準を導入することとなり、今後、見直しを行った場合のセグメント区分との一貫性、整合性のある業務達成基準の確保が困難となると思われます。</p>	
5	<p>該当箇所：7 ページ 第 43 セグメント情報の開示</p> <p>「中期目標等における一定の事業等のまとまり」を注解において、「具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定」とされている。</p> <p>一 セグメントの設定については、主務省との協議により定めることとしてよろしいか。</p> <p>上記に示された具体例を追っていくと非常に細分化されることもありえる。細分化しすぎるとかえって管理コスト増を招く虞もある。更に、運営費交付金の配分や流用も複雑になってしまう。従って、評価を行う主務省との協議により適正なセグメントを設定したい。</p> <p>二 「事業等のまとまり」については、法人の規模により金額的に大きな差が出てくると思われる。適正な規模（例えば総資産額 X 億円以上など）はどのように考えておられるのだろうか。</p> <p>三 財務諸表を新たなセグメントごとに作成するためには、資産、負債及び純資産の振分け、会計システムの大規模改修などが必要となる。各法人ともに大</p>	<p>一 改訂会計基準第 43 第 1 項のとおり、セグメントの区分は、主務大臣から示される中期目標等における事業等のまとまりに従うことになります。すなわち、主務大臣による評価の単位とセグメントの単位は必ず一致します。</p> <p>二 セグメントの単位は中期目標等における事業等のまとまりに従うものであり、金額的規模で判断するものではありません。</p> <p>三、四 改訂会計基準第 43 第 2 項において、開示すべきセグメント情報としては、事業収益、事業損益、行政サービス実施コスト及び総資産額としております。セグメント別の負債額、純資産額の開示については、会計基準上必ずしも求めるものではありません（開示を妨げるものでもありません）。</p> <p>五 改訂会計基準注解 39 第 3 項の規定は、各法人が追加で開示することが必要と判断したセグメント情報の追加的な開示を妨げない趣旨です。そのため、どのような情報を開示するかは、業績評価のための情報提供等による主務大臣及び国民等に対する説明責任の観点と改訂会計基準第 43 第 2 項を踏まえ、各法人が適切に判断すべき事項になります。</p>

番号	御意見	考え方
	<p>きな負担を強いられることとなるが、その点はどのように考えておられるのだろうか。</p> <p>四 利益剰余金、繰越欠損金などは発生原因を遡らないと振分けができないと思われるが、その点はどのように考えておられるのだろうか。</p> <p>五 <注 39>の3に示されている追加で開示するセグメント情報の内容は、大本のセグメント情報と同様の内容となるのか。それとも簡易な内容、例えば、決算報告書のレベルでも構わないのか。</p>	
6	<p>該当箇所：13 ページ 第 81 運営費交付金の会計処理 17 ページ <注 61> 2 (3)</p> <p>「業務達成基準」が原則となると、運営費交付金の効率的な使用が制限されることとならないだろうか。</p> <p>例えば、弊法人の主要業務である情報セキュリティにおいて、重大脅威の発生等により、迅速な対処を求められた場合、他事業からの予算の流用が必要になることが想定される。しかし、事態を事前に把握することは困難であり、それぞれの事業で、当初予算の配分とは大きく異なる結果となる。当然、達成度も当初予定とは異なってしまふ。また、発生時期もわからないため、第 4 四半期に流用が発生する場合もある。</p> <p>「業務達成基準」では対応が困難と思われるが、如何か。</p> <p>所掌する業務が、「収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標」を予算として金額に落とし込んで行くことが非常に困難な業務である場合「費用進行基準」を採用できるように付記していただけないだろうか。</p> <p>28 年度までの猶予が認められているが、セグメント情報の開示と同様に、</p>	<p>運営費交付金配分額は事業期間中に見直すことも想定されることから、今後、Q&A において、例えば、法人の責めに帰さない大幅な為替変動や、国の補正予算が編成されたことに伴う業務の大幅な追加や、社会情勢の変化による業務の縮小など、第 4 四半期中に生じた場合には、第 4 四半期における運営費交付金配分額の見直しできる旨、提示する方針です。</p> <p>また、改訂会計基準では、「独立行政法人改革等に関する基本的方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、業務達成基準を原則としたことから、費用進行基準を採用できる場合は極めて限定的としたため、貴見のように、運営費交付金配分額の見直しが行えないことを持って、費用進行基準を適用できる例外に含めるものではないと考えます。</p> <p>今回の会計基準の改訂趣旨は、独立行政法人改革に伴うものであり、独立行政法人改革の趣旨を踏まえた改正通則法や他の制度は平成 27 年 4 月から施行されることとなっています。</p> <p>業務達成基準を原則とする運営費交付金の収益化方法は、</p> <p>①独立行政法人改革の実効性を高めるためにも改正通則法施行と同時期に適用する必要があること、</p> <p>②閣議決定で業務達成基準が原則とされたことに伴い、実務上もあらためて</p>

番号	御意見	考え方
	<p>次期中期目標期間開始までの猶予とならないだろうか。</p>	<p>業務達成基準は収益化の原則的な方法であることを認識し、意識改革を徹底すること、 などを理由に、原則として平成 27 年度から適用としています。</p> <p>なお、業務達成基準が原則であることは従来の考え方と大きく変わるものではなく、今回の改訂は、原則であることを会計基準上で直接的に表現したものです。</p> <p>ただし、改訂会計基準第 81 第 2 項において、収益化単位の業務は、中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される、としておりますが、改正通則法の附則第 8 条の適用を受ける法人（目標見直しまで事業等のまとまりの概念がない法人）における設定方法は、実務面に配慮する観点から、今後、実務上の留意点として Q & A で提示する予定です。</p>
7	<p>該当箇所：13 ページ 第 81 運営費交付金の会計処理</p> <p>「収益化の単位としての業務」＝「一定の事業等のまとまり」、即ちセグメントと解釈してよろしいか。</p> <p>また、「事業等のまとまり」について金額的に適正な規模（例えば総資産額 X 億円以上など）はどのように考えておられるのだろうか。あまりに金額的に過小なものを財務諸表に掲載しても意味が無いように思われる。</p>	<p>収益化単位の業務については、改訂会計基準の注解 60 第 3 項で提示しているとおり PDCA サイクル等の内部管理が機能するよう、原則として、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務で設定してください。そのため、通常は、「収益化単位の業務」は「事業等のまとまり（セグメント）」よりも小さいものになります。</p> <p>ただし、法人によっては、事業等のまとまりの中で単一の業務のみを行っている場合など、両者が一致する場合もあり得ます。この場合には、「事業等のまとまり」、すなわち「年度計画予算の区分」と「収益化単位の業務」が同一になります。</p> <p>なお、「事業等のまとまり」は中期目標において主務大臣から示されるものであり、金額的規模の観点から設定されるものではありません。</p>
8	<p>該当箇所：15 ページ <注 60> 3</p> <p>「管理部門の活動についても、例えば部門別などの細かい単位に細分化する</p>	<p>改訂会計基準注解 60 第 3 項は、同第 2 項で記述している「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を示す」にあたっての考え</p>

番号	御意見	考え方
	<p>こととする。」について、規模の大きな法人については分けることに意味もあるであろうが、例えば管理部門総人員が 50 名にも満たないような場合、管理が煩雑となり、管理コストが増えるだけとなる虞があるが、どのように考えておられるのだろうか。</p>	<p>方を示したものであり、管理部門の組織構造の見直しを求めているものではありません。</p> <p>そのため、どのような単位で設定するかについては、法人個々の実情に応じて決定されるべきものと考えております。</p>
9	<p>該当箇所：7 ページ 第 43 セグメント情報の開示 13 ページ 第 81 運営費交付金の会計処理</p> <p>法人の規模や事業内容などは大きく異なっているので、法人の事務及び事業の特性に応じたセグメント分け及び収益化方法選択ができるようにしていただきたい。</p>	<p>セグメント区分の見直しは、目標と評価の単位である事業等のまとまりと、会計情報としてのセグメント区分を整合させることにより、目標・評価・会計情報が一体となって機能する観点から求められる改訂事項になります。主務大臣の評価の観点から、指針にしたがった考え方による事業等のまとまりを主務大臣と相談してください。</p> <p>改正通則法では、運営費交付金について、「独立行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び中期目標管理法の中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。」(改正通則法第 46 条第 2 項) と新たに明記され、独立行政法人は運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務があることが明確化されました。</p> <p>法人の長は、運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を果たすため、収益化単位の業務ごとの総費用額を見積もり、当該見積り額を基に、収益化単位の業務に運営費交付金を配分するものと考えます。</p> <p>改訂会計基準の注解 60 第 2 項、第 4 項に規定しているとおり、各収益化単位の業務等に対応する運営費交付金配分額を示すことによって、運営費交付金と収益化単位の業務等との対応関係について示すこととしておりますので、研究開発業務であっても、他の業務と同様に、業務と運営費交付金の対応関係は</p>

番号	御意見	考え方
		<p>示されることとなります。</p> <p>業務の進行状況を測定する客観的、定量的指標として、投入資源（例えば作業時間、投入費用など）といったインプット情報で進行状況を測定できる場合、業務の進行状況と密接に関連するなどの理由から、投入資源に着目した指標を設定することも考えられます。</p> <p>この場合、例えば、配分額として示された総費用額に対して、投入費用額がどれだけ発生したかによって業務の進行状況を測定できることとなりますので、研究開発業務であっても業務達成基準は採用できるものと考えます。</p> <p>また、独立行政法人が、業務の実施に関して負託された経済資源に関する財務情報を負託主体である国民に対して開示する責任を負うものであることは、法人分類によって変わるものではありません。そのため、セグメント分け及び収益化方法について、法人の規模や事業内容に応じて選択する余地を設ける必要性はないものと考えます。</p>